

松山高原牧場における風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する知事意見

1 総括的事項について

- (1) 環境影響評価を行う過程において、項目の選定及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じたときは、必要に応じ、選定項目及び選定手法等を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行う等適切に対応すること。
- (2) 資材等の搬入により既設道路の拡幅等を行うことから、その区域を対象事業実施区域に追加し、該当する環境影響評価項目について、調査、予測及び評価を行うこと。

2 環境影響評価項目について

- (1) 工事中、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による粉じんの影響が懸念されることから、「粉じん等」を環境影響評価項目として追加すること。
- (2) 工事中、建設機械の稼働による騒音が懸念されることから、建設機械の稼働に「騒音」を環境影響評価項目として追加すること。
- (3) 工事中、資材等の運搬車両の運行による振動が懸念されることから、資材等の運搬車両の運行に「振動」を環境影響評価項目として追加すること。
- (4) 対象事業実施区域内に隆起準平原の原地形面が残存していることから、地形改変及び施設の存在に「地形及び地質」を環境影響評価項目として追加すること。
- (5) 樹木の伐採等による斜面崩壊等のおそれがあることから、造成等の施工による一時的な影響並びに地形改変及び施設の存在に「土壌」を環境影響評価項目として追加すること。

3 調査、予測及び評価の手法について

- (1) 工事中、資材等の運搬車両の運行による騒音が懸念されることから、運搬車両に

係る騒音についても調査、予測及び評価を行うとともに、ヘリコプターの飛行経路等を踏まえ、調査地点を追加すること。

(2) 工事中の水の濁りの調査地点については、風力発電施設計画地内の貯水池直下流を追加するとともに、送電線鉄塔設置工事箇所の状況を踏まえ、大滝根川を追加すること。

(3) 電波障害に係る調査地域については、対象事業実施区域周辺におけるテレビ電波の受信施設の設置状況を踏まえ、必要に応じ、都路村内に調査地点を追加するとともに、電波障害に係る調査時期等については、晴天日、曇天日、雨天日及び時間帯を適切に設定すること。

(4) 動物、植物及び生態系に係る調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、できる限り最新の知見を用いて行うとともに、動物（鳥類を含む）、植物及び生態系について適切かつ効果的な時期等に調査を行い、対象事業実施区域及びその周辺における生息及び生育の現況を的確に把握し、予測及び評価を行うこと。

なお、調査に当たっては、「ふくしまレッドリスト」に該当する種及び送電線ルート上のコウモリ類についても調査を行うとともに、サンコウチョウについては、ラインセンサス調査を行い、繁殖時期（5月～7月）に集中して調査を行うなど調査手法の検討を行うこと。また、ノスリについては、風車設置予定地点だけでなく、送電線区間も採餌空間と営巣空間の面からの調査を行うとともに、クマタカについては、高原の斜面部分の高木林にペアがいる可能性が高いため、山麓に定点を増やして周年調査を行い、一般的な行動圏調査のほかに、風車設置地点の500m以内の斜面の営巣可能な高木林について踏査すること。さらに、魚類及び底生動物については、水環境と同じ地点で調査を行うこと。

(5) 景観に係る調査の基本的な手法については、風車についての眺望地点として対象事業実施区域内、桧山山頂及び阿武隈高原中部県立自然公園内の主要な眺望点を追加するとともに、送電線鉄塔についての眺望地点として県道柳渡戸常葉線上の黒川を追加すること。また、景観の調査時期については、撮影時期を複数設定し、望遠レンズ（200^{mm}程度）による撮影を行うこと。さらに、予測対象時期については、

施設の完成後とすること。

- 4 上記 1 から 3 の措置を講ずるに当たっては、必要に応じ、関係機関と協議すること。